

居住地の届出、他 [回答例]

【問題 1】

(1) 以下の文章の下線部分に適切な語句（社会人が使う用語）を入れなさい。

外国からの留学生や中長期在留者は入国後在留カードを受け取ります。

在留カードは日本の法務大臣が3ヶ月を超える在留資格を持つ外国人に対してその外国人が法律に適して在留する者であることを証明するものです。

在留カードを受け取った後、14日以内に居住地にある ④ 役所で居住地の届出をする必要があります。
(役所、市役所、区役所)

居住地の届け出をすることにより、後日通知カードが郵送されます。

郵送されたカードは、銀行口座を開設する場合に提示を求められることがあります。

居住地にある ④ 役所においては国民 ⑤ 健康保険に加入することができます。

国民 ⑤ 健康保険に加入すると国民 ⑤ 健康保険被保険者証が交付されます。

国民 ⑤ 健康保険証があれば、病気やケガをした際に病院などに通った時、実際の費用の30%の料金の支払いで受診することができます。

3ヶ月以上日本に滞在する外国人は国民 ⑤ 健康保険への加入は義務化されています。(必ず加入する必要があります)

日本に住む20歳以上60歳未満の者は、外国人の方を含め ⑥ 国民年金に加入し

⑥ 国民年金保険料を納めることが義務付けられています。

⑥ 国民年金は、10年以上納付することで原則として65歳から年金を受け取ることができます。

会社に勤める人(会社員)は、⑥ 国民年金の代わりに厚生年金に加入します。

(2) 以下の文章の下線部分に適切な語句（社会人が使う用語）を入れなさい。

居住地の届け出をすることにより、その居住地に住んでいることを証明する書類である

⑦ 住民票を有償で交付してもらうことができます。

一般的に⑦ 住民票と呼ばれているものは、「⑦ 住民票の写し」です。

「⑦ 住民票の写し」は、土地建物の売買や、賃貸契約を結ぶ際に必要となります。

また、アルバイトや会社に就職する際にも通常提出を求められます。